

新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則をここに公布する。

平成23年9月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第63号

新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市旧齋藤家別邸条例（平成23年新潟市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第6条前段の規定により条例第3条第1号から第8号までに掲げる施設（以下「一階大広間等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の3月前の日（その日が条例第4条に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たる場合は、その翌日）からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第6条後段の規定により一階大広間等の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第8条の規定により一階大広間等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第3条 一階大広間等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第4条 指定管理者は、一階大広間等の利用の許可をする場合は、別記様式第3号による

利用許可書を交付するものとする。

- 2 指定管理者は、一階大広間等の利用の変更の許可をする場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第5条 一階大広間等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、一階大広間等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可書)を指定管理者に提示しなければならない。

(冷暖房機等の使用期間)

第6条 条例別表第3備考6の規則で定める冷暖房機を使用する期間は6月15日から9月30日まで及び11月15日から翌年3月31日までとし、同表備考6の規則で定める暖房機を使用する期間は11月15日から翌年3月31日までとする。ただし、市長は、季候により臨時にこれを変更することができる。

(附属設備の使用料)

第7条 条例別表第3備考7に規定する実費等を勘案して市長が別に定める一階大広間等の附属設備に係る使用料は、別表第1に掲げるとおりとする。

(観覧料等の納付期日決定の申請等)

第8条 条例第10条ただし書の規定により別に観覧料又は使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による観覧料等納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により観覧料等納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による観覧料等納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第9条 条例第11条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第2の左欄

に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を免除することができる。

2 条例第11条の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による観覧料等免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第2の2の項に規定する場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定により観覧料等免除申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の免除を決定したときは、別記様式第8号による観覧料等免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表第2の7の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第2の3の項又は4の項に規定する場合は、同表3の項又は4の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して観覧料の免除を受けることができる。

(観覧料等の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第3の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を還付することができる。

2 条例第12条ただし書の規定により観覧料又は使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第9号による観覧料等還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により観覧料等還付申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による観覧料等還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 利用者及び新潟市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 一階大広間等の利用を終了した場合
 - (2) 旧齋藤家別邸の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
 - (3) 旧齋藤家別邸において災害その他事故が発生した場合
- (指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に観覧料及び使用料の徴収の事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第12号による観覧料等徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた観覧料又は使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した観覧料等の払込み)

第17条 受託者は、徴収した観覧料及び使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合について準用する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第12条から第18条までの規定 平成24年4月1日

(準備行為)

2 条例附則第2項に規定する利用の許可，取止めの申出及び許可の取消し，使用料の徴収，納付期日の決定，免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この規則の施行前においても，この規則の規定の例により行うものとする。

3 条例附則第3項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この規則の施行前においても，この規則の規定の例により行うものとする。

別表第1（第7条関係）

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
金びょうぶ	半双	1回につき	600
毛せん（4メートル）	1枚	1回につき	300
毛せん（2メートル）	1枚	1回につき	150
展示パネル	1枚	1日につき	100
ワイヤレスアンプ	一式	1回につき	100
可搬式映写スクリーン	1台	1回につき	400
液晶プロジェクター	1台	1回につき	800

備考

- 1 上表中「1回」とは，条例別表第3に規定する午前の区分（以下「午前の区分」という。）又は同表に規定する午後の区分（以下「午後の区分」という。）の利用をいう。
- 2 上表中「1日」とは，午前9時30分から午後5時までの利用をいう。
- 3 備考2に規定する時間以外の時間に展示パネルを利用する場合には，備考2に規定するもののほか，午後5時から翌日の午前9時30分までの利用を1日として上表の規定を適用する。

4 午前の区分及び午後の区分以外の時間に金びょうぶ，毛せん（4メートル），毛せん（2メートル），ワイヤレスアンプ，可搬式映写スクリーン又は液晶プロジェクターを利用する場合については，備考1に規定するもののほか，午前6時から午前9時30分まで，正午から午後1時まで（条例別表3備考1に規定する場合における正午から午後1時までを除く。）又は午後5時から翌日の午前6時までの利用を1回として上表の規定を適用する。

5 利用時間が備考1から備考4までに規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は，行わない。

別表第2（第9条関係）

特別の理由		免除する額
1	市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「学校」という。）の児童又は生徒及びこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合	観覧料の全額
2	市内又は市外の学校の児童又は生徒が日曜日，土曜日又は休日に観覧する場合	観覧料の全額
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害	観覧料の全額

	<p>者更生相談所をいう。)において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が観覧する場合</p>	
4	<p>身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日社更第4号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)第2に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級をいう。)が1級である者として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日児発第811号厚生省児童家庭局長通知)別紙第2に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者の介助者がこれらの者の観覧を介助する場合</p>	<p>これらの者1人につき1人の介助者の観覧料の全額</p>
5	<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援を供与する施設の通所者、同条第12項に規定する障害者支援施設の入所者若しくは通所者、同条第22項</p>	<p>観覧料の全額</p>

	に規定する福祉ホームの利用者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の許可を受けた病院の同条第2項第1号に規定する精神病床の入院者及びこれらの者を引率するこれらの施設の職員が観覧する場合	
6	市又は指定管理者が主催する事業に利用する場合	使用料の全額
7	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別表第3（第10条関係）

特別の理由		還付する額
1	旧齋藤家別邸を観覧するもの又は利用者がその責めに帰することができない理由により観覧又は一階大広間等の利用をすることができなかった場合	観覧料又は使用料の額に相当する額
2	利用者が条例第8条の規定による一階大広間等の利用の取止めの申出をその利用開始日の15日前（土蔵を利用する場合は、30日前）までにした場合	使用料の額に相当する額
3	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第1号（第2条関係）

新潟市旧齋藤家別邸利用許可申請書			年	月	日
(あて先) 新潟市旧齋藤家別邸指定管理者					
住所（団体にあつては所在地）					
申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）					
電話番号					
下記のとおり申請します。					
利用目的及び内容					
利用施設	利用期間				使用料
<input type="checkbox"/> 一階大広間（1）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 一階大広間（2）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（1）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（2）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 西の間（1）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 西の間（2）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 土蔵	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 配膳室	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（1）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（2）	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 二階座敷	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 茶室	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
<input type="checkbox"/> 附属設備	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
					円
合計					円
注1 太線の枠内だけ記入してください。					
2 該当する項目の□にレ印を記入してください。					
3 附属設備については、その内容を別紙として添付してください。					
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。			処 理 欄	起案： 年 月 日	
				決裁： 年 月 日	
				許可： 年 月 日	
				許可番号： 第 号の	
			納付番号： 第 号		
決 裁					

別記様式第2号（第2条関係）

新潟市旧齋藤家別邸		利用変更許可申請書 利用取止申出書		年 月 日
(あて先) 新潟市旧齋藤家別邸指定管理者				
住所（団体にあつては所在地） 申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号				
下記のとおり 変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。				
許可年月日・番号	年 月 日	第	号の	の変更・取止め
理由				
変更事項	<input type="checkbox"/> 利用目的及び内容 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用期間			
利用目的及び内容				
利用施設	利用期間			使用料
<input type="checkbox"/> 一階大広間（1）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 一階大広間（2）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（1）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（2）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 西の間（1）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 西の間（2）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 土蔵	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 配膳室	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（1）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（2）	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 二階座敷	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 茶室	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
<input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		円
使用料	変更前		変更後	差引
	円		円	円
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 変更・取止めのうち該当する方を○で囲んでください。 3 該当する項目の□にレ印を記入してください。 4 附属設備については、その内容を別紙として添付してください。				
上記のとおり許可・受理してよろしいでしょうか。			処 理 欄	起案： 年 月 日
				決裁： 年 月 日
				許可： 年 月 日
				許可番号： 第 号の 納付番号： 第 号
決 裁				

別記様式第3号（第4条関係）

新潟市旧齋藤家別邸利用許可書

第 号の
年 月 日

様

新潟市旧齋藤家別邸指定管理者 印

下記のとおり利用を許可します。

利用目的及び内容	利用期間	使用料
<input type="checkbox"/> 一階大広間（1）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 一階大広間（2）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（1）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（2）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 西の間（1）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 西の間（2）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 土蔵	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 配膳室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（1）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（2）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 二階座敷	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 茶室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
<input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
合計		円
許可条件		

注 利用の際は、本書を新潟市旧齋藤家別邸の係員に提示してください。

別記様式第4号（第4条関係）

新潟市旧齋藤家別邸利用変更許可書

第 号の
年 月 日

様

新潟市旧齋藤家別邸指定管理者 印

下記のとおり利用の変更を許可します。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号の の変更					
変更事項	<input type="checkbox"/> 利用目的及び内容 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用期間					
利用目的及び内容						
利用施設	利用期間				使用料	
<input type="checkbox"/> 一階大広間（1）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 一階大広間（2）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（1）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 一階座敷（2）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 西の間（1）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 西の間（2）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 土蔵	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 配膳室	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（1）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 二階大広間（2）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 二階座敷	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 茶室	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
<input type="checkbox"/> 附属設備	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
						円
使用料	変更前		変更後		差引	
	円		円		円	
許可条件						

注 利用の際は、本書を新潟市旧齋藤家別邸の係員に提示してください。

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等納付期日決定申請書

年 月 日

（あて先）新潟市旧齋藤家別邸指定管理者

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。

区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 使用料		
観覧日又は利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
納付希望日	年 月 日	金額	円
金額の内訳			
納付期日の変更を必要とする理由			

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印を記入してください。

決 裁		処 理 欄	上記のとおり納付期日を決定してよろしいでしょうか。	起案：	年	月	日
			決裁：	年	月	日	
			許可：	年	月	日	
			許可番号：	第	号の		
			納付期日：	年	月	日	

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等納付期日決定通知書

第 号の
年 月 日

様

新潟市旧齋藤家別邸指定管理者 印

下記のとおり納付期日を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 使用料		
観覧日又は利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
納付期日	年 月 日	金額	円
金額の内訳			

別記様式第7号（第9条関係）

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等免除申請書			
			年 月 日
（あて先）新潟市旧齋藤家別邸指定管理者			
住所（団体にあつては所在地）			
申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
下記のとおり観覧料等の免除を申請します。			
区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 使用料		
観覧日又は利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
金額の内訳			
免除前の額	円	免除申請額	円
免除を必要とする理由			
注1 太線の枠内だけ記入してください。			
2 該当する項目の□にレ印を記入してください。			
免除の理由	免除額の算出		
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 1 該当			
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 5 該当			
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 6 該当			
<input type="checkbox"/> その他（ ）			
上記のとおり観覧料等を免除してよろしいでしょうか。	処 理 欄	起案：	年 月 日
		決裁：	年 月 日
		許可：	年 月 日
		許可番号：	第 号の
決 裁		免除前の額：	円
	免除額：	円	
	免除後の額：	円	

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等免除決定通知書

第 号の
年 月 日

様

新潟市旧齋藤家別邸指定管理者 印

下記のとおり観覧料等の免除を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 使用料		
観覧日又は利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
金額の内訳			
免除前の額	円	免除額	円
免除後の額	円		
免除の理由	免除額の算出		
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 1該当			
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 5該当			
<input type="checkbox"/> 規則別表第2 6該当			
<input type="checkbox"/> その他（ ）			

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等還付決定通知書

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

下記のとおり観覧料等の還付を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 観覧料 <input type="checkbox"/> 使用料		
観覧日又は利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
納付年月日	年 月 日	納付済額	円
還付額	円	還付額の内訳	
還付の理由	<input type="checkbox"/> 規則別表第3 1 該当 <input type="checkbox"/> 規則別表第3 2 該当 <input type="checkbox"/> その他 ()		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払		
	<input type="checkbox"/> 口座払 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：		

新潟市旧齋藤家別邸指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市旧齋藤家別邸の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

新潟市旧齋藤家別邸観覧料等徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市旧齋藤家別邸の観覧料及び使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印